

鈴鹿市水道工事請負業者格付要綱

(平成20年7月1日水道局告示第1号)

最終改正 令和5年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、鈴鹿市上下水道局が発注する水道工事の適正な施工を確保するため、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号。以下「規則」という。）第3条第4項に規定された入札参加資格者名簿に登録された者（以下「資格者名簿登録者」という。）のうち第3条第1項に掲げる者の格付に関し必要な事項を定める。

(格付の対象業種)

第2条 格付の対象業種は、土木一式工事とする。

(格付の対象業者)

第3条 格付の対象業者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（令和元年鈴鹿市上下水道局管理規程第6号）第2条により給水装置工事事業者証の交付を受けてから2年以上経過している者で、次の要件のいずれにも該当するもの

ア 市内に本店又は支店（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の政令で定める支店に準ずる営業所を含む。）を有する資格者名簿登録者であること。

イ 鈴鹿市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める配水管技能者を雇用していること。

ウ 格付を希望していること。

(2) 鈴鹿市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成11年鈴鹿市告示第21号）の規定により、経常建設共同企業体を結成し、規則第3条第4項の審査で適格者として認められた者。ただし、構成員のうち1社以上が前号の要件を満たしている者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、工事施工能力が一定の水準以下等の理由により、格付の対象業者として不相当であると認められる場合は、格付の対象業者としないことができる。

(格付の方法及び基準)

第4条 格付は、次に掲げる項目により行うものとし、その等級は、A、B又はCと

する。

(1) 建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値に次のアからウまでに掲げる区分に応じ当該アからウまでに定める加点又は減点を行ったもの

ア 工事成績評定点 加点又は減点

イ 災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定を鈴鹿市と締結している団体に加入していること 加点

ウ 格付を行う年度の初日の属する年度の前年度から起算して過去 3 年度分の水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 11 項に規定する給水装置工事又は鈴鹿市水道事業承認工事実施要綱（平成 31 年鈴鹿市上下水道局告示第 10 号）第 2 条第 5 号に規定する承認工事の件数 加点

(2) 技術者数

2 前項の等級に対応する基準は、その都度別に定める。

(格付の調整)

第 5 条 前条第 1 項の規定による格付は、次の各号に定めるところにより調整を行うものとする。

(1) 格付施行日の直前 1 か年において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当した者は、当該等級より 1 等級下位へ格付する。

(2) 格付施行日の直前 1 か年において、資格停止措置を受けた者は、前回格付した等級の上位に格付しないものとする。

(3) 格付施行日の直前 1 か年において、2 回以上資格停止措置を受けた者は、当該等級より 1 等級下位へ格付する。

(4) 新規に格付される者（前年度随時受付時に格付された者を含む。）は、最下位等級に格付する。

(5) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業の許可を受けていない者は、最上位等級に格付しない。

(6) 格付の基準に従うとした場合に前回格付された等級より 2 等級上位に格付される者は、1 等級上位に格付けする。

2 前項の規定にかかわらず、経常建設共同企業体の格付については、同項第 4 号の規定は、適用しない。

(格付の審査)

第6条 格付の審査は、鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）の規定に基づき設置された鈴鹿市請負工事等執行部会において行う。

(格付の有効期間)

第7条 格付は原則毎年行い、その有効期間は、格付の施行された日から次回格付の施行される日の前日までの期間とする。

(格付の名簿等)

第8条 管理者は、格付した業者を等級別業者名簿に登録するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。